

光市記者発表資料

令和6年4月25日

件 名

光市高齢者バス・タクシー運賃助成事業の実施について

内 容

このことについて、下記のとおり令和6年度から本格実施とします。

1 趣旨

運転免許証を要する交通用具（車やバイクなど）での移動が困難な高齢者に対して、移動手段を確保し、外出しやすい環境を創出するため、路線バス及びタクシーの運賃の一部を助成する運賃助成券を交付します。

2 対象者

光市に居住し、次の①②③全ての条件を満たす方

- ①満65歳以上の高齢者
- ②自動車運転免許証を所有していない（返納または不取得）。
- ③世帯内に平日の移動支援（運転）が可能な人がいない。

ただし、次に該当する者は申請できません。

- ・光市福祉タクシー利用券の交付を受けた方
- ・在宅寝たきり老人リフト付きタクシー利用券の交付を受けた方

3 助成券

48枚9,600円分（200円/枚）※8月以降の申請は枚数が減少します。

申請月	～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	48枚	32枚	28枚	24枚	20枚	16枚	12枚	8枚	4枚

4 使用期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

5 使用方法

- ・光市内で乗車または降車する場合に使用できます（防長バス、光市役所前～周南市熊毛地域方面バス、ひかりぐるりんバス、光市営バス、周南近鉄タクシー、西部光タクシー、大和タクシー、岩田タクシーで使用可能）。
- ・運賃から助成券額を引いた残額は現金で支払います。
- ・おつりは出ません。

6 使用枚数

- （1）バス…1乗車につき1枚のみ使用可能
- （2）タクシー…1乗車につき3枚まで使用可能

7 申請受付について

令和5年度に申請された方については、4月中旬に申請書を郵送しています。令和6年度に新規で申請される方については、ご連絡いただき次第、申請書（様式）を郵送します。なお、申請受付の詳細は別紙のとおりとします。

問合せ先

担当課 都市政策部公共交通政策課公共交通政策係
担当者 小山 拓也 電話 0833-72-8980

- 7 申請受付について ※助成対象者に該当される方のみ申請可能
申請手続きについて、窓口にお越しになる必要のない郵送での申請にご協力ください。

1. 令和5年度に助成券の交付を受けた方

- ①【市役所】4月中旬に対象者の方へ申請書（様式）を郵送しています。
- ②【申請者】同封の申請案内を参照され、必要事項を記入した申請書を公共交通政策課へ郵便で申請してください。
（宛先：〒743-8501 光市中央六丁目1番1号 光市役所公共交通政策課）
- ③【市役所】申請書の内容を審査した後、5月中旬から助成対象者本人へ助成券を簡易書留で郵送します。

2. 令和6年度に新規で申請される方

- ①【申請者】公共交通政策課（0833-72-8980）までご連絡いただき、助成対象者ご本人様の氏名、住所、連絡先の電話番号をお伝えください。
- ②【市役所】後日、申請書（様式）を郵送します。
- ③【申請者】同封の申請案内を参照され、必要事項を記入した申請書を公共交通政策課へ郵便で申請してください。
（宛先：〒743-8501 光市中央六丁目1番1号 光市役所公共交通政策課）
- ④【市役所】申請書の内容を審査した後、5月中旬から助成対象者本人へ助成券を簡易書留で郵送します。

3. 1又は2の方で、郵送による申請が困難な方へ

以下のいずれかにより申請ください。

・大和支所・各出張所による提出

- ①【申請者】窓口にて、申請書を記入し、提出してください。
- ②【大和支所・各出張所】提出された申請書を市公共交通政策課へ送付します。
- ③【市役所】届いた申請書の内容を審査した後、5月中旬から助成券を簡易書留で助成対象者へ郵送します。

・公共交通政策課窓口での申請

- ①【申請者】市窓口にて、申請書を記入し、本人確認書類を提示してください。
※代理人申請の場合は事前にご連絡ください。
- ②【市役所】申請書の内容を審査した後、簡易書留で助成対象者本人へ郵送します。
※5月21日以降の申請については、助成券をその場で交付します。